第23回会議 協議事項 別紙

西伯町·会見町合併協議会

平成16年2月25日

公共的団体の現況

項目	現	況		
以 日 	西伯町	会見町		
総務関連	西伯町区長協議会	会見町区長会		
	西伯町自衛隊父兄会	会見町自衛隊父兄会		
	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会西伯町支部	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会会見町支部		
	西伯町交通安全母の会連絡協議会	会見町交通安全母の会連絡協議会		
	西伯町交通安全指導員会	会見町交通安全指導員会		
	西伯町男女共同参画推進会議	会見町男女共同参画推進会議		
	西伯町国際交流協会			
		会見町そばネットワーク		
	市町村職員年金者連盟西伯町部会	市町村職員年金者連盟会見町部会		
	西伯町バス対策検討委員会	(西伯町バス対策検討委員会)		
	西伯町企業懇談会	企業懇談会		
	西伯町教育改革懇話会			
		会見町公園化・景観形成推進委員会		
(担当課)	総務課、企画政策課	総務課		

項目	現	況
	西伯町	会見町
民生関連	西伯町社会福祉協議会	会見町社会福祉協議会
	西伯町民生児童委員協議会	会見町民生児童委員協議会
	西伯町老人クラブ連合会	会見町老人クラブ連合会
	西伯町身体障害者福祉協会	会見町身体障害者福祉協会
	西伯町視覚障害者福祉協会	
	西伯町精神障害者家族会(さくら会)	
	西伯町精神障害者当事者の会(さくらんぼの会)	
	西伯町遺族会	会見町遺族会
	西伯町ふきのとうの会	
	西伯町保護司会	会見町保護司会
	西伯町母子会	会見町母子会
	日赤奉仕団西伯町支部	日赤奉仕団会見町支部 さくら愛育会
	すみれ保育園保護者会	ひまわり愛育会
	つくし保育園保護者会	
	西伯いきいきまちづくりの会	
		子育てサークル かきっこクラブ
	にじいろポケット	
	西伯町ボランティア団体連絡協議会	会見町ボランティア団体連絡協議会
	部落解放同盟鳥取県連合会西伯支部	部落解放同盟鳥取県連合会会見支部
	西伯町同和対策推進協議会	会見町同和対策推進協議会
	西伯病院のあり方懇談会	人只听会先还办关他供办关人
	西伯町食生活改善推進協議会	会見町食生活改善推進協議会 会見町健康づくり推進協議会
	西伯町健康づくり推進協議会	会見町健康増進委員会
	西伯町保健委員会	会見町育成会
(担当課)	町民生活課、健康福祉課、西伯病院	町民生活課、人権施策課、福祉保健課
μ		<u> </u>

項目	現	况
以 日 	西伯町	会見町
農業部門	西伯町営農協議会 西伯町農業者年金友の会 西伯町農産物加工施設運営委員会 西伯町農業教育推進協議会 西伯町松くい虫被害対策協議会 西伯畜産団地公害防止対策協議会 西伯町有害鳥獣対策協議会	会見町農業者年金受給者友の会 会見町農村青年会議 あいみ みのり連絡会 会見町松くい虫被害対策協議会
(担当課)	産業課、農業委員会	
商工観光部門	西伯町商工会 西伯町観光協会	会見町商工会
(担当課)	産業課	産業課
教育部門	西伯町教育振興会 西伯町青少年育成町民会議 西伯町成人式実行委員会 西伯町一式飾り保存会 法勝寺歌舞伎保存会 西伯町スポーツ少年団 西伯小学校PTA 法勝寺中学校PTA 芸能 IN さいはく実行委員会 緑水湖健康マラソン大会実行委員会 たそがれコンサート実行委員会 花と緑の推進協議会 西伯町子ども会育成連絡協議会 さいはく子育てネットワーク	西伯町教育振興会 青少年育成ネットワーク会見 会見町体育協会 会見町スポーツ少年団 会見小学校PTA 南部中学校PTA 会見町小中学校PTA 会見町小中学校PTA 会見町小中学校PTA 会見町子ども会育成連絡協議会 ふれあい芸能大会実行委員会
(担当課)	教育委員会	教育委員会

		現						
分野	西 伯 町	予算額	会 見 町	予算額	合併後の取り扱い			
議会	年金受給者協議会補助金	12	年金受給者協議会補助金	11	両町の例による			
総務·企画	企業懇談会補助金	30			企業懇談会の実施手法であり、新町において調整する。			
	国際交流	269			西伯町の例による。			
	定住促進奨励補助金	5,026			西伯町の例による。			
	まちづくり推進助成金	1,699			今後協議			
	交通安全指導員会補助金	30	交通安全指導員活動費補助金	27	H16は各町の例により、H17以降は新町で調整する。			
	交通安全母の会補助金	110			同上			
	交通安全母の会補助金(つ(し保育園)		さ〈ら保育園交通安全母の会		同上			
	交通安全母の会補助金(すみれ保育園)		ひまわり保育園交通安全母の会		同上			
	交通安全母の会補助金(西伯小学校)		会見小学校交通安全母の会補助金		同上			
			会見第二小学校交通安全母の会補助金		同上			
	米子地区交通安全協会西伯支部補助金		米子地区交通安全協会会見支部補助金		両町の例による。			
			地区設置防犯灯補助金		新町において調整する。			
	チャイルドシート助成事業		チャイルドシート購入費補助金		西伯町の例による。			
	西伯町男女共同参画交流室活動補助金		女性問題推進会議補助金		H16は各町の例により、H17以降は新町で調整する。			
	広域バス路線維持費補助金		広域バス路線維持費補助金		各町の例による。			
	生活バス路線維持費補助金		なし		同上			
	生活バス路線運行費補助金		なし		同上			
	区長協議会補助金	580			今後協議			
			区長会研修補助金		今後協議			
			会見町まつり実行委員会補助金		H16は各町の例により、H17以降は新町で調整する。			
			婦人団体育成補助金	45	同上			
	固定資産税補填金	45			西伯町の例による。			
	納税組合補助金	4,795			H16は各町の例により、H17以降は新町で調整する。			
			町青色申告会補助金		廃止する。			
			自衛消防補助金	527	会見町の例による。			

		会併後の照り扱い			
分野	西 伯 町	予算額 会見町		予算額	合併後の取り扱い
住民福祉	民生児童委員協議会補助金	900	町民生委員協議会補助金	333	両町の例による。
			町遺族会補助金	63	会見町の例による。
			町傷い軍人会補助金	18	会見町の例による。
	社会福祉協議会事務局費	15,600	町社協一般運営費補助金	34,132	両町の例による。
	社会福祉協議会補助	590			
	(保護司会)		町保護司会補助金(西部保護司会負担金		
	(母子会)		町母子会補助金		H16は各町の例により、H17以降は継続するが、額につ
	(ふきのとうの会(心身障害者当事者の会		町心身障害児(者)父母の会補助金	10	いては新町で調整する。
	(町身体障害者福祉協会)	(190)	町身体障害者福祉協会補助金	54	
					西伯町の例による。17年度以降、額については新町で調
	(視覚障害者協会)	(95)			整する。
					H16は各町の例により、H17以降は継続するが、額につ
	老人クラブ事業費補助金		老人クラブ補助金		いては新町で調整する。
	高齢者住宅改良費利子補給事業	45			17年度から廃止する。
	西伯いきいき町づくりの会補助	270			合併までに調整する。
	家族介護者ヘルパー受講支援	300	地区泛新弗诺的人		西伯町の例による。
	同和地区活動費補助金 町同和対策推進協議会補助金	2,000	地区活動費補助金 町同和対策推進協議会補助金	1,800	 H 1 6 は各町の例により、H 1 7 以降は継続するが、額につ
			基本法制定要求実行委員会補助金		「「「いは日町の例により、「「「以降は継続するが、顔にう いては新町で調整する。
	(<u>秦华</u> 広前足宗美1]安貞云貞担立) 特定新規学卒者就職支度金		特定新規学卒者就職支度金		会見町の例による
	17亿州从于十省州城又及立	100	食生活改善推進協議会補助金		会見町の例による
			ごみステーション設置補助金		会見町の例による
	リサイクル事業奨励金	180			西伯町の例による。

分野	i i	合併後の取り扱い			
刀到	西 伯 町	予算額	会 見 町	予算額	口が後の取り扱い
産業経済	農業者年金友の会補助金		農業者年金友の会補助金	27	各町の例による
	(米子農村青年会議負担金)	9	農村青年会議補助金	32	会見町の例による
	農地流動化促進奨励金	9			西伯町の例による
	農村振興公社補助	1,800			西伯町の例による
	野菜価格補填事業補助	8			西伯町の例による
			果樹共済加入推進事業補助金		会見町の例による
			花づくり活動補助金		新町において調整
	大豆共済掛金助成	102			西伯町の例による
	山菜生産加工組合育成補助	800			西伯町の例による
	繁殖和牛利子補給	14			西伯町の例による
	種付料助成補助	97			西伯町の例による
	肉用牛導入促進助成	250			西伯町の例による
			高齢者和牛飼育奨励補助金		H17年度以降廃止する
			県営ほ場整備事業(環境改善)補助金		会見町の例による
			小規模土地改良事業補助金		会見町の例による
	西伯土地改良区事務費補助(改良区分)	3,200			新町において調整
	西伯土地改良区事務費補助(プラザ分)	3,373			新町において調整
			土地改良事業元利補給		会見町の例による
			会見地区土地改良区補助金		新町において調整
			農業基盤整備事業償還金利子補給		会見町の例による
	緊急間伐	544			西伯町の例による
	西伯町商工会育成補助金		町商工会補助金		各町の制度を継続
	プレミア商品券発行事業	500			西伯町の例による
	製品販路作り支援事業補助金	500			西伯町の例による
	工場設置奨励金	5,487	工場設置奨励金	0	西伯町の例による
	町観光協会補助金	560			新町において調整
建設水道	除雪機購入補助	500			廃止

分野	, i	現	況	,	合併後の取り扱い
刀到'	西 伯 町	予算額	会 見 町	予算額	ロが後の取り扱い
教育			中国地区里親大会補助金	5	廃止
	修学旅行職員補助(小学校)	134	修学旅行引率教員旅費補助金(小学校)	174	両町の制度を継続する
	職員研修補助(小学校)	175			H17年度以降廃止する
			校外活動補助金(小学校)	18	会見町の例による
	修学旅行職員補助(中学校)	448	修学旅行教員補助(中学校)		両町の制度を継続する
	各研修補助(中学校)	130			H17年度以降廃止する
			中学校海外研修補助金	2,091	新町において調整する
	生徒指導補助金	40	生徒会リーダー研修補助金	155	両町の事業を継続する
			校外活動補助金(中学校)	48	会見町の例による
	安全タスキ、ヘルメット購入補助	128	安全タスキ、ヘルメット購入補助	49	両町の制度を継続する
					各町の制度をそれぞれ引き継ぐ(コミュニティバス等の関
	遠距離通学費補助	60			連は総務企画部会で調整する)
		070			各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降は新町で
	外国青年招致	276			調整する)
	ᇩᅼᄼ	005			各町の制度をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降は新町で
	クラブ育成補助金	325			調整する)
	障害児学級補助金	14			各町の体制をそれぞれ引き継ぐ
	成人式	440	┣ТА連絡協議会補助金	100	新町で統合して実施する(継続) 新町で統合して実施する(H17年度以降は新町で調整す
		+		122	
	文化活動支援事業	160			調整する)
	青少年育成町民会議補助		青少年育成町民会議補助金		合併時に組織を統合する
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		132 1 131 13 3 2 3 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降は新町で
	子ども会連絡協議会補助金	180	子ども会活動費補助金	128	調整する)
					各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降は新町で
			町子ども会連絡協議会補助金		調整する)
			ᄀᆙᆂᄉᆂᄉᄙᄜᄼ		各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降は新町で
			子ども会大会補助金	45	調整する)

分野		現			合併後の取り扱い
J] <u>₹</u>]′	西 伯 町	予算額	会 見 町	予算額	ロげ後の私り扱い
	社会同和教育	8			
	小学校同和教育	8			全国大会参加負担金分のため、H17年度以降は新町で
	中学校同和教育	8			調整
	対象地域同和教育	8			
		0.15			各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降は新町で
	一式飾り保存会補助	315			調整する)
	】 法勝寺歌舞伎保存会	120			各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降は新町で 調整する)
	体育協会補助	750	町体育協会補助金	300	各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降統一)
			トレーニングセンター照明補助金		各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降統一)
	大会研修会参加費	12			各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降統一)
	スポーツ少年団補助		スポーツ少年団補助金	630	各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降統一)
			生涯学習のまちづくり推進補助金		会見町の例による
					各町の体制をそれぞれ引き継ぐ(H17年度以降は支給基
			町指定文化財管理補助金		準を見直す)
			進学奨励資金		会見町の例による
			会見町教育振興会補助金	54	会見町の例による

2町の施策の調整方針について (総務企画部会 一般職の身分の取扱いについて)

項目		現り							
	西伯町 会見町								→ 課題
職員定数	H 1 6 年 1 月 1 日現福	至			H 1 6年1月1日現在	Ξ			新町の規模に
	西伯町職員定数条例	西伯町職員定数条例				会見町職員定数条例			
	機関の区分	定数	正職員	現員	機関の区分	定数	正職員	現員	行う必要がある
	町長の事務部局	88 人	90 人	90 人	町長の事務部局	56 人	52 人	52 人	
	内一般会計	80 人	82 人(内派遣7人)	82 人(内派遣 7 人	内一般会計	(規定なし)	49 人(内派遣 3 人)	49 人(内派遣 3 人)	
	内特別会計	8人	8人	8人	内特別会計	(規定なし)	3人	3 人	
	国民健康保険	4人	4 人	4 人	国民健康保険	(規定なし)	2 人	2 人	
	公共下水道	2 人	1人	1人	簡易水道	(規定なし)	2 人	2 人	
	農業集落排水	2 人	1人	1人	農業集落排水	(規定なし)	1人	1人	
	介護	人	2 人	2 人	介護	(規定なし)	1人	1人	
	議会の事務部局	5人(内3人 は兼任)	1人(外に3人兼 任)	1人(外に3人兼 任)	議会の事務部局	1人	1人	1人	
	選挙管理委員会	兼任	兼任	兼任	選挙管理委員会 の事務部局	併任	併任	併任	
	の事務部局	兼任	兼任	兼任	監査委員の事務	併任	併任		
	監査委員の事務 部局	#注 	兼住	兼性	部局	1 /1 111	17/11	17/11	
	農業委員会の事務部局	2人	2人	2人	農業委員会の事 務部局	1人	1人	1人	
	教育委員会の事 務部局	17人(内2人 兼任)	16人	16人	教育委員会の事 務部局	15 人	13人	13人	
	水道事業の事務 部局	5 人(内 1 人 兼任)	2人	2人					
	合 計	111人	111人	111人	合 計	73人	67人	67 人	
(担当課)	·····································				総務課				-

合 併 協 定 書

(案)

西伯郡 伯 町

会 見 町

バブルの崩壊とともに高度経済成長が終焉を告げ経済の低成長時代に入ったわが国は、少子、高齢化などを特徴とする成熟社会に移行してきた。そのため中央集権的に行ってきた社会システムを変換して分権型社会の実現を目指すとして、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権、住民自治の新しい時代の幕が開けた。

私たちの暮らす西伯町、会見町は共に昭和30年に発足し、 隣接する町として連携協力しながら地域の発展と住民の福祉 の向上に努め、やがて50年の節目の年を迎えようとしている。

歴史の転換点不況の中で厳しい財政状況を背景に、少子高齢化、国際化、情報化など私たちの町が経験したこともないさまざまな課題に積極果敢に対応していくために強い自治体が求められるところとなり、私たちは合併を有力な町づくりの手法として選択し町の未来を切り拓いて行く決意をした。

合併に当たっては、社会的な課題に合わせ中山間地に位置する私たちの町が農林業の衰退と共に、人口の減少やこれまで集落が果たしてきたコミュニティ機能の喪失といった有史以来の危機的な状況にあることを踏まえ、それぞれの個性や状況にきめ細やかな対応ができる「町」の規模が最適と共通認識を持ち、両町議会の賛同を得て、平成15年1月、合併協議会を設置して協議を進めて来た。

合併協議では個人で出来る事は個人で、個人で出来ない事は 地域で、地域で出来ない事を行政が行うことが健全な町の発展 の姿であると考え、地域住民の共同、住民参加によるまちづく りを基本方針として進めてきた。加えてごみ処理、消防など近 隣市町村との広域的な連携によって効率的な運営を図ってい くことも考慮した。

50年の歳月はそれぞれの特徴的な取り組みによって個性 あふれる魅力的な町を実現してきたが、それだけに事務事業の 調整は1年間をかけた苦労を伴う作業であった。しかし双方の 特徴を生かし新しいまちを構想していく仕事は、夢の溢れる楽 しいものでもあった。

厳しい財政事情を背景にしながらも新しい町の発展を願って両町を循環するバスの設置や、心ひとつにまちづくりを進めるための情報通信基盤整備などを盛り込んで、ここに新町まちづくり計画を策定した。決して満足の行くものではないが賢明な後進諸君が、変化してやまない社会の状況に合わせて絶えず見直しを行い、より良いものに仕上げてくれることを期待するものである。

私たちは西伯町、会見町の先人が美しい自然の中で歴史と伝統を培ってきたこのすばらしい町のすべてを受け継ぎ、心と力を合わせて全国に誇れる「南部町」を共に築いていくことを誓い、子々孫々に至るまで末永く発展していくことを願いながらここに合併協定を締結する。

平成16年2月26日 西伯町・会見町合併協議会

1 合併の方式について

西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃止して、両町の区域をもって新しい町を設置する合併とする。

- 2 合併の期日について 合併の期日は、平成16年10月1日とする。
- 3 新町の名称について 南部町(なんぶちょう)とする。

4 新町の事務所について

(1)事務所位置の取り扱いに関しては、次の事項を原則とする。

新町において町長の執務場所を始めとする執務体制の如何により地域間に不均衡が生じない様に常に状況確認を行うとともに、執務体制に起因する地域間の不均衡が生じた場合は速やかに解消に努めるものとする。

将来予定される統合庁舎の建設位置の決定にあたっては、地方自治法第 4 条の規定によるほか、バランスよく地域の発展が図られるように考慮して決定するものとする。

(2)現在の両町役場の呼称は、次のとおりとする。

現西伯町役場・・・・南部町法勝寺庁舎と呼称する。

現会見町役場・・・・南部町天萬庁舎と呼称する。

(3)執務体制は、次のとおりとする。

議会(その事務局を含む。)は、法勝寺庁舎に置く。

町長の執務場所は、法勝寺庁舎とする。

なお、天萬庁舎の議場を早期に改造して中央公民館的な利用、ホール的な利用を行うものとする。

- 5 新町建設計画について 別添「南部町まちづくり計画」のとおりとする。
- 6 財産の取扱いについて 両町の財産(権利及び義務を含む)は全て新町に引き継ぐものとする。
- 7 議会の議員の定数の取扱いについて

新町の議会の議員の定数は16とする。

なお、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新町設置の日から50日以内に一般選挙を行う。

- 8 農業委員会委員の取扱いについて
- (1)合併時における両町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」とする。)第8条第1項第1号の規定により平成17年7月19日まで在任する。
- (2)新町発足後最初に執行する任期満了による選挙においては、選挙による委員の定数は18とし、現在の各町の区域を以て設置した選挙区ごとに選出する。なお、各選挙区の定数は、西伯町の区域は10、会見町の区域は8とする。
- (3)新町発足後2回目以降の選挙による委員の選挙に関する事項は、新町において調整する。
- 9 特別職の職員の取扱いについて
 - (1)新町には収入役を置かないこととし、助役にその事務を兼掌させるものとする。
 - (2) 町長、助役、教育長の任期は、各法令の定めるところによる。
 - (3)教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会の委員数、任期は各法令の定めるところによる。

- (4)審議会、委員会等の附属機関は、現に両町に設置されていて新町に引き続いて設置する必要のあるものは、原則として統合するものとし、その他のものは新町発足後統合を図る。
- (5)特別職の報酬を関は、原則として会見町の例によることとし、「南部町まちづくり計画」に沿って削減を図る。

10 一般職の職員の身分の取扱いについて

- (1)両町の一般職の職員は、合併特例法第9条の規定に基づき新町の職員として引き継ぐこととする。
- (2)職員数については、新町において定員の適正化計画を策定し、定員管理の適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職名及び任用要件については、新町発足時に統一する。
- (4)給与については、職員の処遇及び給与の適正化、財政の健全性維持の観点から 総合的に調整し統一する。

なお、新町発足時においては、旧町における給与を保証する。

11 条例・規則等の取扱いについて

合併協議会で決定した調整内容等に基づき、新町発足時に即時施行するもの、従来の内容のまま暫定的に施行するもの、漸次施行するものに区分して整備・施行する。

12 事務組織及び機構について

- (1)新町発足時における事務組織及び配置は、別表のとおりとする。
- (2)新町発足後、定員管理計画との整合を図ると共に、事業を円滑に執行するため、 適宜事務組織及び機構を見直すこととする。
- 13 広域連合・一部事務組合等の取扱いについて
- (1)次に掲げる広域連合等については、引き続き共同して事務処理を行う

- こととし、合併の日までに所要の調整を行うこととする。
 - 南部箕蚊屋広域連合
- ・西伯町ほか二か町清掃施設管理組合
- ・米子市ほか9か町村衛生施設組合(平成16年4月1日に統合予定)
- ・鳥取県西部広域で政管理組合
- ・鳥取県市町村消防災害補償組合
- ・鳥取県町村職員退職手当組合
- · 鳥取県西部町村情報公開 · 個人情報保護審議会
- ・鳥取県町村非常勤公務災害補償等認定委員会
- ・鳥取県町村非常勤公務災害補償等審査会
- (2)西伯郡南部土地開発公社については、南部町発足時までに岸本町と協議の上、西伯町・会見町のみに関する事務を行うべき土地開発公社に 組織を変更する。
- 14 町税の取扱いについて

両町で取り扱い等が異なる事項については、次のとおりとする。

- (1)過誤納還付金については、西伯町の例により遡及期間を10年とする。
- (2)基準地点の統一など土地の評価に関する事項は、平成18年度の評価替えの際に 調整する。
- (3)納期前納付に対する報奨金の交付限度額の設定については、平成16年度においては各町それぞれの取り扱いとし、平成17年度に統一する。
- (4)納税組合に対する報奨等については、平成16年度においては各町それぞれの取り扱いとし、平成17年度に統一する。
- 15 使用料及び手数料の取扱いについて
- (1)使用料の取扱い

施設の使用料については、現行のとおりとする。 なお、徴収対象者については、合併時に統一する。

(2) 手数料の取扱い

両町が同一の取り扱いをしている事項についてはその取り扱いにより、いずれかの町のみが規程を設けている事項については、当該取り扱いによる。

(3)占用料の取り扱い

両町が同一の取り扱いをしているので、その取り扱いによる。

16 補助金等の取扱いについて

すでに協議された事項を除くほか、当面次の方針で新町発足後早い時期 に統一を図る。

なお、「南部町まちづくり計画」を踏まえて、補助金等の目的・効果を総合的に勘案 し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行うこととする。

両町で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、関係団体の理解と協力を得て組織統合を推進し、補助金を統一する方向で調整する。

いずれかの町のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整する。

両町で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は、制度を統一する方向で調整する。

いずれかの町のみで実施している補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整する。

他の補助金等と整理統合できる補助金等については、整理統合の方向で調整する。

17 字名の取扱いについて

(1)新町での字の名称は、各町の字の名称とする。

(2) 新町において地方自治法第16条の規定に基づき公布する条例、規則その 他の規程における字名の表記は、会見町の例によることとする。

18 公共的団体の取扱いについて

両町に共通している団体は、原則として新町発足時に統合するよう調整する。新町発足時に統合できない団体等については、新町発足後可能な限り早期に統合するよう調整する。

なお、独自の団体については、現行のとおりとする。

- 19 慣行の取扱いについて
- (1)町章、町民憲章、町の木・花、町の歌、各種宣言などは、新町において住民 参画的手法により調整する。
- (2)表彰・顕章制度は、新町において調整する。ただし、現在の名誉町民は、新町において引き続き顕彰する。
- 20 国民健康保険事業の取扱いについて

両町で取り扱い等が異なる事項については、次のとおりとする。

- (1)税率及び徴収方法については、平成16年度は各町の取り扱いによることとし、 平成17年度に統一する。
- (2)保健事業は、新町において調整する。
- (3)無診療者表彰は、会見町の例による。
- 21 介護保険事業の取扱いについて(趣旨再掲)

引き続き南部箕蚊屋広域連合において事務処理を行うこととする。

- 22 消防団の取扱いについて
- (1) 新町発足時に消防団を統一し、8分団とする。

- (2) 報酬の取扱いについては西伯町の例、出動手当については会見町の現行の基準による。
- (3)団員の資格年齢については会見町の例により18歳以上48歳以下とする。
- 23 各種事務事業の取り扱いについて 各種事務事業の取り扱いの方針は、次のとおりとする。

(1)議会

常任委員会の構成及び委員数は、西伯町の例による。議会広報の発行は、西伯町の例による。

(2)選挙

投票区は、各町の例によることとする。 開票区は1とし、開票所は新町において調整する。 町長選挙、町議会議員選挙において選挙公報を発行する。

(3) 防欧灯

防犯灯設置は、西伯町の方式による。

(4)総合計画審議会

町議会議員の委員は置かないこととする。 公募等による委員を置くこととする。

(5)集落有施设等助成事業

集会所等の新築にあっては会見町、その他にあっては西伯町の例により助成する。

(6)定住促進奨励制度

西伯町の例による。

(7)国際交流・国内交流の取扱い 両町の交流を継続する。

(8) 広報の取り扱い

町広報紙は、経費の削減に配慮しつつ発行する。

CATVの整備を前提にして、情報技術を活用した広報に取り組む。 新町発足までの各町の町誌については、新町において編集・刊行する。

(9)出納事務

相談業務については、各町の役場において窓口を設ける。

各町の指定金融機関等を引き続き新町の指定金融機関等に指定するものとする。

併せて、日本郵政公社において公金の取り扱いが行えるよう調整する。

(10) 県からの権限移譲

いずれかの町が移譲を受けている事項について引き続き移譲を受ける。

(11)電算処理業務

原則として、会見町の方式に統一する。ただし、図書の管理システムは西伯町の方式によることとし、地籍データシステムについては、新町において調整する。

(12)防災

地域が災計画は、両町の現計画を基に新町において速やかに作成する。 災害対策本部組織は、庁舎の利用形態を踏まえ、新町において速やかに構築する。 防災無線は、新町発足時に一元的運用を行えるよう調整する。

(13)交通安全

交通安全指導員組織は、新町発足時に統合する。

交通安全補助金は、平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

(14) 地籍調査

各町の調査方針を継続するとともに、担当職員を増員し、全域の調査を早期に終了するよう努める。

(15) ゴミ処理

両町で取り扱いが異なる事項については、次のとおりとする。

分別の区分は、会見町の例による。

収集回数は、分別区分に応じて回数の多い方に統一する。

ごみステーションの設置補助は、会見町の方式による。

不燃物用の収集袋の指定は行わないこととする。

(16) 環境基本計画

西伯町の例により、新町で策定する。

(17) ISO14001

新町発足後、全庁的に認証を取得し、維持する。

(18)健康対策

疾病予防事業

両町で取り扱いが異なる中学3年生を対象とするインフルエンザ予

防接種は実施することとし、費用の1割を保護者負担とする。

母子保健事業

実施内容等を各町のいずれか水準の高い方に統一するよう調整する。

食生活改善推進事業

会見町の補助金制度を適用する。

高齢者の健康診査

基本健康診査は全額町負担、その他は原則として費用の1割を受診者 負担として実施する。

(19) 児童福祉

放課後児童クラブ

対象者は小学校1年生から3年生までとし、他の実施条件等を平成17年度に統一して実施する。

保育業務

- ア 保育時間は、平成17年度以降午前7時30分から午後6時30分 までに統一する。
- イ 保育料は、平成17年度に統一することとし、新町において調整する。

(20)社会福祉

慰霊祭・献花式

新町において調整する。

町単独児童福祉手当・母子福祉年金

平成17年度から、児童福祉手当に統一する。

あいのわ銀行

西伯町の例による。

(21)障害者福祉

ストマ装具補助

自己負担額の2分の1補助とする。

人工透析患者通常助成

公共交通機関利用額相当の2分の1補助とする。

重度心身障害者福祉タクシー利用助成

利用1回当たり500円とし、年間48回を上限とする。

(22)人権・同和施策

あらゆる差別をなくする総合計画

新町において作成する。

同和対策推進協議会支援

補助金については、平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いについては新町において調整する。

地区活動費

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いについては新町において調整する。

生活相談員

2名を配置する。

新規学卒者就職奨励金

会見町の例により制度化する。

人権教育推進員

2名を配置する。

同和教育推進組織

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

人権・同和教育推進委員

町長の委嘱による委員として、行政区単位で任命する。

町進学奨励制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

隣保館・児童館

各町の例による。

(23) 町独自医療費助成

町単独喧害者医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に、助成対象者は会見町の例に、助成対象費用については西伯町の制度に統一する。

町単独ひとり親家庭医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に西伯町の制度に統一する。 町単独就学前小児医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降西伯町の制度を適用する。

(24) 老人福祉

在宅介護支援センター

新町全域を所管する基幹型支援センターの下、各中学校区を所管する地域型支援センターを設置する。

緊急通報装置

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に、システムは会見町の例により、設置料の負担は西伯町の例により統一する。

敬老会

集落・地区が主催して実施することとし、財政的な支援を行う。

町主催金婚式

町の行事としては廃止する。

町単独針・灸・マッサージ施術費補助制度

両町同一の制度であり、新町において継続する。

町単独介護用品支給

会見町の例により実施する。

介護予防地域支えあい事業

各町が実施しているメニューを引き続き実施する。

(25)農業振興

農政審議会

会見町の例により、新町発足後速やかに構成する。

学校給食における地産地消の取り組み

各町の活動を継続する。

定年帰農セミナー

西伯町の例により実施する。

町単独が作奨別事業

平成16年度は会見町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いは新町において調整する。

小規模士地改良事業

平成16年度は会見町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いは新町において調整する。

財団法人西伯町農村振興公社

出捐を継続する。

(26) 畜産振興

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いは新町において調整する。

(27) 林業振興

町行造林事業

西伯町の例により実施する。

有害鳥獣対策

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いは新町において調整する。

(28)商工業振興

中小企業小口融資制度

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を統一する。

- ア 金融機関は、現在いずれかの町において取り扱いを行っている機関 全てとする。
- イ 新規事業者への貸付は、事業実績が6月以上の業者に対し、設備資金・運転資金を貸付対象とする。
- ウ 保証人の要件は2人以上とする。

同和地区中小企業融資

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を統一する。

- ア 保証額は、1業者当たり1,000万円以内とする。
- イ 金融機関は、現在いずれかの町において取り扱いを行っている機関 全てとする。
- ウ 新規事業者への貸付は、事業実績が6月以上の業者に対し、設備資金・運転資金を貸付対象とする。
- エ 保証人の要件は2人以上とする。

工場设置奨励制度

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を統一する。

- ア 交付対象は、設備資金1,000万円以上、従業員数30人以上の企業とする。
- イ 奨励金は、固定資産税額の100分の100とし、課税開始から3 か年度とする。

プレミア商品券

西伯町の例により発行する。

(29) 観光振興

観光協会

現西伯町観光協会の活動を発展的に新町全域に拡大できるよう支援する。

ふるさとガイドの会

会見ふるさとガイドの会の活動を発展的に新町全域に拡大できるよう 支援する。

財団法人西伯町地域振興会、会見・岸本・溝口地域振興株式会社それぞれ出捐・出資を継続する。

(30)水道事業

供給体制・使用料は、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後、水道事業の統合及び料金体系の検討を行う。

(31)下水道事業

各町の事業・使用料金は、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新 町発足後早い時期に料金体系の統一を図る。

処理施設未整備区域については、各区域の特性に応じた手法により 整備を進める。

受益者分担金・加入金及び利子補給制度は、西伯町の例に統一する。

(32) 道路管理

町道認定

現在の町道を新町に引き継ぐが、級別の取り扱いについては、新町発 足時に基準の統一を図る。

町道局部改良事業補助

会見町の制度を引き継ぐ。

除雪

- ア 対象路線・区間は、各町の例による。
- イ 除雪開始積雪深は、両町が現在基準としている15cmとする。

(33)道路改良地元負担金

負担率は西伯町の例、上限額は会見町の例により制度を統一する。

(34) 町道舗装地元負担金

負担率は、道路改良地元負担金の西伯町の例、上限額は会見町の例により制度を統一する。

(35)急傾斜地崩壊防止対策事業負担金

両町で取り扱いが異なる住民負担金は、新町において調整する。

(36) 町営住宅

各町の取り扱いを引き継ぐ。

(37)がけ地近接危険住宅移転事業費補助

会見町の制度を引き継ぐ。

(38) 小学校

学校

各町の学校を引き継ぐ。

校区

新町発足時は現行のとおりとし、新町発足後、検討を行うこととする。

学校安全会負担金

西伯町の例により保護者から負担金を徴収する。

通学助成

通学バスの運行方法、通学費の助成などについては、平成16年度は各町の例により、平成17年度以降については新町において調整する。

(39) 中学校

学校

各町の学校を引き継ぐ。

校区

新町発足時は現行のとおりとし、新町発足後、検討を行うこととする。

学校安全会負担金

西伯町の例により保護者から負担金を徴収する。

通学助成

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降については新町において調整する。

修学旅行

平成17年度以降合同実施をすることを前提として調整する。

(40)給食センター

新町発足後早い時期に調理業務の一元化を行う。

(41) 社会教育

社会教育委員

委員数を15名とし、新町の教育委員会発足後速やかに委嘱する。

生涯学習のまちづくり推進本部

会見町の例により組織する。

成人式

新町で統合して実行委員会方式により実施することとし、詳細については新町で調整する。

(42) 社会体育

体育指導委員

委員数を12名とし、新町発足時に委嘱する。

スポーツ振興審議会

新町発足時に委員数を7名以内として構成することとし、関係行政機 関職員委員は廃止する。

町民スポーツ大会

平成17年度は、新町一体感醸成事業として町の主催により実施することとし、翌年度以降は、住民の自主的運営を前提として実施する。

プール開放

西伯町の例により開放する。ただし、会見第2小学校については、現 在の方式を引き継ぐ。

(43) 図書館

西伯町立図書館を本館、会見町公民館図書室を分室とし、一元的に蔵書管理を行う。

(44) 文化振興

文化財

新町に引き継ぐ。

文化財管理費補助金

平成16年度は各町の例により、平成17年度に統一する。

無形文化財等実施補助金

平成16年度は各町の例により、平成17年度以降の取り扱いは新町で調整する。

(45)公民館

中央公民館

各町の中央公民館制度は廃止し、生涯学習センター(仮称)を整備する方向で検討する。

公民館運営審議会

委員数を15人とし、新町発足時に委嘱する。

地区公民館協議会委員

西伯町の例により委嘱することとし、名称を「地区公民館運営委員」とする。

(46) 行政区

行政区は、各町の例による。

要検討事項

(47)西伯病院

西伯町の例による。

(48) コミュニティバスの運行

交通移動制約者を始め、全ての町民の交通利便としてコミュニティバス を運行する。

(49)審議会委員等の選任

審議会委員等の構成に当たっては、男女共同参画社会の推進を踏まえて行う。

法令等に定めのあるものを除き、議会議員枠は設けないことを原則と する。 (別表)南部町発足時の事務組織

(別な)角部門光足時の組織の区分	職員数	法勝寺庁舎	天萬庁舎	その他
総務課	10	10		
	5	5		
企画政策課	8	8		
税務課	7	7		
町 民 生 活 課	10	6	4	
人権施策課	5		5	
子育て支援課	4	4		
健康福祉課	17			17
産業課	8	1	7	
地 籍 調 査 室	9		9	
建設水道課	13	13		
出納室	2	2		
議会事務局	2	2		
農業委員会	2		2	
教育委員会事務局	9	1	8	
公民館(西伯)	5			5
公民館(会見)	2			2
地 域 政 策 課	4		4	
合 併 対 策 課	4		4	
図 書館	3			3
給 食 センター (2)	8			8
小 学 校 (2)	2			2
中学校(2)	2			2
派遣等	3			3
すみれ保育園	11			11
つ 〈 し 保 育 園	14			14
さくら保育園	6			6
<u>し 、 り </u>	5			
計	180	59	43	5 78

調 印書

西伯郡西伯町及び会見町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく西伯町・会見町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年2月26日

西伯町長

会見町長

立会人

西伯町議会議長

会見町議会議長